

主 文

本件控訴を棄却する。  
当審における未決勾留日数中、原審の言渡した刑の残刑期に満つるまでの分をその刑に算入する。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人作成の控訴趣意書および弁護人高面治美作成の控訴補充趣意書（但し、同第一の「理由のくいちがい」の主張は、結局「本件ビルは人の看守する建造物にあたらぬ、この点原判決には法令の解釈適用の誤がある」、また、同第二については、「A 巡査の職務質問の続行は違法な職務行為であり、かりにこれに対し被告人が暴行を加えたとしても公務執行妨害罪は成立しない。この点原判決には法令適用の誤がある」、という趣旨にそれぞれ訂正明確にしたうえ陳述）記載のとおりであり、これに対する答弁は、広島高等検察庁検察官高橋泰介作成の答弁書記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

被告人の控訴趣意中、原判示第一（建造物侵入）についての法令適用の誤の主張について。

論旨は要するに、原判決はその第一で、被告人は、その所有者Bの実弟Cの看守するDビルに故なく侵入したものと認めて、これが刑法一三〇条所定の建造物侵入罪にあたるものとしているが、しかし（一）、右ビルは、その所有者Bも岡山に住んでいて月一〇日位しか広島市内所在の同ビルを訪れることなく、また、その実弟Cも管理していたといつても市内勤め先会社に行き帰りの際同ビルガレージに車を置いておける関係で立寄り程度のこと、十分な管理はしてなく、もとより同ビルに立入禁止等の表示もなかつたところであるから、これらからして、右ビルはいまだ「人の看守する建造物」とはいえないところであり、また（二）、被告人は同ビルをこわしたり、同居人に迷惑をかけたりにする目的で入つたものではなく、単に同ビル外側の階段をのぼつて屋上に上つたというにすぎないものであるから、「故なく侵入」したものともしないところであり、これらの点、原判決には刑法一三〇条に関する解釈適用を誤つた違法があり、破棄を免れない、というのである。

〈要旨〉そこで、所論にかんがみ記録により検討してみると、原判決挙示の各関係証拠によると、本件ビルは、広島市〈要旨〉市内の住宅、商店等人家の立ち並ぶ街路の一角にある鉄筋コンクリート五階建の建物（延坪数約一二五坪）で、一階は車庫（車二台程度）と貸店舗（当時喫茶店E使用中）、二階は貸事務所（当時F株式会社G営業所使用中）とそのビル所有者Bの居室、三階以上五階までは各階二個宛完全六個のアパート形式の各独立した住居で、現に右アパート部分は当時その一室を除き満室で、各室におおむね夫婦と子供一人位の世帯が居住し、その屋上は鉄柵で囲まれた二五坪程度のコンクリートの広場でありブランコ、物干台があつて子供の遊び場、また洗濯物干し場等に利用されている状況であり、また右事務所・居室さらに同屋上に上る階段通路は同ビル中央部に一か所あるのみで、道路に面するビル外側から二階に通じ、二階からビル内中央部を階段で各階および屋上に至るようになっており、屋上に入るところには前開きのドアが一つ設けられている状況であり、そしてさらに、同ビル所有者Bは当時税理士を営み岡山市にその事務所兼住所があつたが、広島市の本件ビルには仕事の関係で月一〇日位来てその際右ビル一室に泊り、同ビル住人らの苦情処理などにあたり、また同Bのいないときは、同人の依頼で広島市内在住のその実弟Cが勤め先会社に行き帰りの際、車を同ビルガレージに置いておける関係で同ビルに立寄り、兄の代りに住人らの苦情を聞いて兄に電話し、また、たまにはビル内屋上等も見て廻るなどしていた事実をうかがうことができる。

そこで、右事実関係を前提に前記論旨について考えてみるわけであるが、その前に、本件Dビルの性格について、それが果たして刑法一三〇条所定の「人の住居」「人の看守する建造物」等いずれに該当するかにつきまず職権をもつて勘考して見る必要がある。記録によると、原判決はその公訴事実の記載に応じ、右ビルをほぼ全体として「人の看守する建造物」として観念しているようにみられる。しかしこの点の判断は正当でない。

つまり、本件のごときビルは、たしかに建物としてはその構造および利用上相互に密接な関連を有し一個の建造物としての性格を有するが、その中味は、各種の独立した部分と、それに関連する共用部分とからなり、これを刑法一三〇条の客体としてみる場合必ずしも全体を一個の種別のものに分別して考えなければならない必然性はない。むしろ別異に解することに、たとえば「故なく」の判断などで十分実



昭和四九年四月八日日本事件Dビル附近交差点で、いわゆるH派とI派の内のゲバ乱斗  
事件があつたこと、右Dビル附近に右内ゲバDビルを含む附近一帯の半ころを騒僚の然と  
せ二名と計三名のため赴き、右A巡査のみに各階居室を訪れたため、同五階ついでに同屋上  
官犯罪予防の二階事務所事務所の上のため、右A巡査のみに各階居室を訪れたため、同五階ついでに同屋上  
する上つたが、さらに屋上内ゲバ事件で負傷したI所属の一人が入院したため、そのダンボ一サ  
者らを探ねた際、さうとうとした際、同ビル屋上北東側に右J病院に入院したため、そのダンボ一サ  
ようとしたが、そこで偶々前記内ゲバ事件で負傷したI所属の一人が入院したため、そのダンボ一サ  
附近J病院の方を見ようとした際、同ビル屋上北東側に右J病院に入院したため、そのダンボ一サ  
ボール箱が一つあり、そのうえに赤いコタツ敷力一ペツトがそのダンボ一サ  
ようにかけてあるのに気づき、その様態がいかに不審であるか、そのダンボ一サ  
ル箱に近づき中を確かめようとしたところ、ダンボ一サ  
ツと音がし、誰かいる様子であつたため、前かがみで箱の中を被  
レンズ付)をJ病院の方に向けフアインダーをのぞいて被  
つた。A巡査としては非常な不審感をもち、直ちに同被  
か、出て来なさい、君は誰か、何しにここへ上つてい  
るのか等と再三質問を繰り返し、やがて右ダンボ一サ  
紙袋を左手に持ち出て来た被告人と五〇センチメートル  
被告人が階段に向い逃げようとするのをその前面に立ち  
移動し、前記質問を引続き繰り返したが、被告人が家主に  
査は最前屋上に来る途中、ビル所有者Bの不在を確かめ  
断つたなどと押問答をし、さらに被告人は、何の権利があ  
を見せ、というので、A巡査はその右内ポケツトから左手  
五〇センチメートルくらい前に相対峙する被告人にその表  
A巡査が同手帳の上半分を握り被告人が下半分の一部を強  
向き合っているうち、突嗟に被告人は階段の方を目を向  
面に立ちふさがるA巡査に、右警察手帳を握つたままの状  
肩附近を右A巡査の右肩に体当たりさせ、そのひるむす  
同巡査がすかさず背後から被告人のベルトをつかみ、直ち  
妨害で逮捕する旨告げたうえ、右逮捕に着手するとともに  
告人の背後についてたがいにもつれるようにして階段を降  
声で当初一緒に来た同僚の警察官二名を呼び、間もなくか  
ビル階段を降りた一階附近で同日午後五時一〇分ころ右  
のである。

そして、前記各関係証拠によると、右につき被告人が果たしていつころから右D  
ビル屋上に上つたものかは詳らかでないが、被告人が当時右J病院に入院して審  
I派の負傷者と相対立するH派に所属するものであると認め、右認定事実を合  
らし明らかなものであるところ、これに右認定事実を合せ勘案するI派所  
は、前記Iと中核との抗争乱斗に關連し、当時右J病院に入院するI派所  
者およびそのもとに出入りする関係者の動静をうかがうべく、ため前記  
レンズ付カメラを携行し、また周囲に気づかれぬように入院者の動静等撮  
箱などを持つて本件ビル屋上に至り、右J病院入院者の動静等撮影をK、同  
のであると推知するに十分で、このことはさらに記録中であり、そしてさ  
述記載に照らしても十分裏付けられるところであるうえ、右のようにな  
ル所有者、管理人、居住者らの何らの許諾をもらっていないこと原審に、被  
係証拠に照らし容易に肯認しうるところであるうえ、右のようにな  
屋上への立入りがとうてい右所有者、管理者らの承諾をえられな  
ことも勿論、却つて同居住者らに多くの不安、困惑、動揺を与え、その  
を害する類のものであることも明らかといえる。そなたまた、A巡査と建  
被告人の本件ビル屋上への立入りが「故なく侵入」したものとみられ、こ  
ら問題のないところであるといえる。そなたまた、A巡査と建  
の被告人の拳動、その場および周囲の状況等からしても被告人につき建  
んらかの犯罪を犯しているのではないかと強い疑をもつに至つたこと  
のことで、まず警察官職務執行法二条一項所定の職務質問をなすこと  
合であることは勿論、これに対し被告人が答える必要がないといつた  
拠上明らかではないが、この点かりに答弁を拒否している態度が明  
つたとしても、前記諸事情の下では、警察官としてはむしろそのま

